

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 16 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第27号

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成17年倉吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（選挙公報の配布） 第 5 条 委員会は、選挙公報を、<u>選挙の期日前 2 日</u>までに、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、配布するものとする。 <u>2 委員会は、前項の規定により選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定による配布に代えて、同項の規定により配布すべき日までに、新聞折込みその他これに準ずる方法により選挙公報を配布することができる。</u>	（選挙公報の配布） 第 5 条 委員会は、選挙公報を選挙の期日前 2 日までに、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、配布するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。